

長崎労働基準監督署発表
令和8年1月19日（月）

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○ 第一方面主任監督官 石津 洋超

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15～19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労災かくし（労働者死傷病報告の未提出）及び
フォークリフトの無資格運転の疑い～

長崎労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、株式会社寺尾工業及び同社代表取締役並びに同社労働者を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年10月、長崎県西彼杵郡長与町の自社倉庫内で同社の労働者Xが負傷し、4日以上休業した労働災害に関して、代表取締役Aは、労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に遅滞なく提出しなかった、いわゆる「労災かくし」の疑いととも、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務を無資格の労働者Bに行わせた疑い。また、労働者Bが無資格にもかかわらず、同フォークリフトの運転業務を行った疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社寺尾工業 てらおこうぎょう

本社所在地：長崎県長崎市西山四丁目

事業内容：土木工事業

(2) 同社代表取締役 A

(3) 同社労働者 B

2 違反条文

(1) 被疑者株式会社寺尾工業、被疑者Aに対して労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

同法第 61 条第 1 項（就業制限）

労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 項（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第 41 条（就業制限についての資格）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

(2) 被疑者 B に対して労働安全衛生法違反

同法第 61 条第 2 項（就業制限）

労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 項（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第 41 条（就業制限についての資格）

同法第 120 条第 1 号（罰則）

3 災害の概要

令和 6 年 10 月 10 日、長崎県西彼杵郡長与町にある被疑者株式会社寺尾工業（以下、「被疑会社」という。）の自社倉庫内において、フォークリフトの運転資格を持たない被疑会社の労働者である被疑者 B が運転するフォークリフトの爪上に被疑会社の労働者 X が乗り、資材棚から空の水タンクを下ろす作業を行っていたところ、X がフォークリフトの爪から約 2.7m 下の地面に墜落し、骨折したため、X は 52 日間休業することとなったものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）では、労働者が労働災害により 4 日以上休業した場合には、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出することが定められていますが、被疑会社及び被疑者 A は災害発生後約 9 か月もの間、災害現場を管轄する長崎労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったため、遅滞なく提出していない疑いがあるものです。

また、安衛法では、会社がフォークリフトを運転させる際には、フォークリフトの運転資格を持った者に運転させるよう定められていますが、被疑会社及び被疑者 A はフォークリフトの運転資格を持たない被疑者 B にフォークリフトの運転を行わせた疑いがあるものです。

さらに、安衛法では、フォークリフトの運転資格を持たない者はフォークリフトの運転を行ってはならないと定められていますが、フォークリフトの運転資格を持たない被疑者 B はフォークリフトの運転を行った疑いがあるものです。

5 参考事項

安衛法が所轄労働基準監督署長へ労働者死傷病報告の提出を義務付けている趣旨は、適正な労働災害防止対策の構築に資するとともに、被災労働者に対する医療の提供及び休業補償を迅速かつ適正に行う必要があるためです。そのため、労働者死傷病報告を提出せず、いわゆる「労災かくし」が行われると、その後の労働災害防止対策に大きな支障をきたすと同時に、被災労働者に対する迅速かつ適正な救済の面からも大きな不利益をもたらすものであります。

また、安衛法がフォークリフトの運転業務等の特に危険性の高い業務に就く者に免許または技能講習の取得を義務付けている趣旨は、適切な知識及び技能を習得させる

ことにより、その業務に係る危険の除去を図るためです。免許または技能講習を取得せず、いわゆる「無資格運転」が行われると、危険の除去を図ることができず、労働災害発生の大きな要因となります。

よって、「労災かくし」も「無資格運転」もあってはならないものですので、長崎労働基準監督署としましては、これらの法違反に対し、今後も司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

【参考】

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（就業制限）

第 61 条

- 1 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

（報告等）

第 100 条

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。
(第 2 項から第 3 項省略)

（罰則）

第 119 条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
(第二号から第四号省略)

第 120 条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項、(第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。)、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、第 33 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3

項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者

(第二号から第四号省略)

五 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

(第六号省略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生施行令（昭和 47 年 8 月 9 日政令第 318 号）

(就業制限に係る業務)

第 20 条

法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

(第一号から第十号省略)

十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

(第十二号から第十六号省略)

労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）

(就業制限についての資格)

第 41 条

法第 61 条第 1 項に規定する業務につくことができる者は、別表第 3 の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

(労働者死傷病報告)

第 97 条

1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号(第 9 号を除く。)に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。